高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　　審査表

◯路外駐車場車いす使用者用駐車施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | チェック欄 |
| 構　　造 | 車いす使用者用駐車施設を1台分以上設置 | （　　　　）台 |
| 幅350cm以上 | （　　　　）cm |
| 車いす使用者用である旨の立看板等による表示 |  |
| 移動等円滑化経路の長さが短くなる位置に車いす使用者用駐車施設を設置 |  |

◯路外駐車場移動等円滑化経路

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | チェック欄 |
| 構　　造 | 移動等円滑化経路を1以上設置 |  |
| 移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けない |  |
| 出 入 口 | 幅80cm以上 | （　　　　）cm |
| 通　　路 | 幅120cm以上 | （　　　　）cm |
| 車いすの転回スペースを設置（50m以内ごと） |  |
| 傾 斜 路 | 幅120cm以上  段に併設するものにあっては90cm以上 |  |
| 勾配1/12以内  （ただし、16cm以下のものにあっては、1/8以内） |  |
| 高さが75cmを超える場合（勾配1/20超に限る。）は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置 |  |
| 手すりの設置（勾配1/12超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配1/20超の傾斜がある部分に限る。） |  |

（令和　　年　　月　　日）

坂出市都市整備課の意見等